

『イオン堺鉄砲町ショッピングセンター（仮称）開発事業』 に係る配慮計画書の概要

1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：イオンリテール株式会社

代表者の氏名：代表取締役 村井正平

事務所の所在地：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2. 事業の目的、必要性及び事業区域

2-1. 事業の目的及び必要性

1) まちづくり型ショッピングセンターの建設

イオンリテールは、‘地域密着・ローカリゼーションを徹底的に追及し、地域と強固な絆を構築する’ことを経営計画の柱の一つとして掲げています。工場跡地が有する恵まれた立地条件を最大限に生かし、単なる商業開発ではなく、地域と共生する開発の実現を事業の目的として位置づけます。この目的を達成させるため、地域の人々に愛され、地域とともに発展していくまちづくり型のショッピングセンターの具現化が必要であり、そのことを通じて堺市北部地域の活性化に貢献していくことができるものと考えています。

2) 地域のまちづくりに貢献する商業開発の推進

(1) 地域経済の活性化への貢献

既存商業施設並びに中心部商店街との有機的かつ適切な連携や役割分担を視野に入れた店舗運営を進め、堺市全体の魅力的な商業環境づくりに貢献するとともに、2,500人規模の雇用、堺市の地場産業と連携した地産地消の推進など地域経済の活性化に寄与する開発を進めます。

(2) 北西部の都市核づくりへの貢献

イオンリテールは大規模遊休地である鉄砲町工場跡地においてまちづくり型開発、複合型商業開発を行うことにより、北西部地域拠点の形成に寄与する開発を進めます。

(3) 生活交流拠点の形成

これまで地域住民に閉ざされてきた工場敷地を一般市民に開放し、地域の人々の生活環境の改善や生活利便性の向上につながる‘生活交流拠点’を形成することを目指します。

《開発テーマ1：地域と共に生きるまちづくり》 《開発テーマ2：安全・安心なまちづくり》

《開発テーマ3：環境を大切にすまちづくり》 《開発テーマ4：赤煉瓦建物を活かした観光まちづくり》

(4) 人と環境にやさしい開発

イオンの「エコストア」構想に基づき、‘環境モデル都市・堺’に相応しい、省エネルギー、環境効率、安全・安心、環境、地域循環等に配慮し、環境にやさしい店舗の建設と運営を行います。また、バリアフリー新法に基づき、独自の基準を作成しています。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、高齢者や、障害者の方々へのサービス提供など、人にやさしい開発を進めます。

2-2. 事業計画地の概要

1) 事業計画地の位置

事業計画地は南海本線七道駅の北西に位置する工場跡地であり、計画地西側は、堺市西部を南北に貫通する国道 26 号に面し、向かい側は、富士フィルムや日本フィルター工業の工場跡地となっています。北側は大和川左岸を東西に通る予定の阪神高速大和川線の用地となっています。また事業計画地東側は南海本線が高架で走っており、南海本線を介して反対東側にあるマンションや市営住宅とは鉄道の高架壁・土盛によって隔絶されています。南側は市道三宝高須線に面しており工場、事業場、住宅の混在する地域となっています。

用途地域は、事業計画地とその北側の阪神高速大和川線用地、及び国道 26 号を挟んで西側は工業地域、南側は準工業地域、南海本線の東側は準工業地域と第 1 種住居地域となっています。

2) 事業計画地の面積

約 8.9 ha

3. 計画段階における事前配慮

3-1. 事業計画地の決定に関する検討

1) 事業計画地の選定に係る検討

(1) 検討 1：開発規模とまちづくり型開発の可能性

施設配置計画の点では、商業施設を中心にオープンモールやレストラン・カフェなどを配し、また敷地内に現存する赤煉瓦建物の保存・活用、豊かな環境空間の形成など、回遊性の高いまちづくり型開発を目指していることや、自動車利用や自転車利用の来客者数が相当規模見込まれることから、十分な駐車スペースや駐輪場も必要となります。特に駐車場については環境に配慮した緑化パーキングの導入も計画しており、以上を総合的に勘案すると 10ha 前後の敷地規模が必要となり、このことから鉄砲町工場跡地が適正規模を有しているものと考えます。

(2) 検討 2：交通条件

事業計画地は南海本線七道駅の北西に隣接し、また阪堺電気軌道阪堺線の高須神社駅からも 500m 程度の場所にあることから、鉄軌道を利用する来店者を期待できます。また、国道 26 号には南海バスの松屋線（堺東一大小路—八幡町、堺東一大小路—堺浜北）が運行しており、事業計画地の南 50m の国道 26 号沿いには七道駅前通の停留所があります。鉄軌道利用者だけでなく、バス利用者にとっても便利な商業施設となります。

自動車交通に関しては、事業計画地西側は国道 26 号に面し、北側は阪神高速大和川線が事業中であり、国道 26 号に直結する形で鉄砲ランプの設置が計画されています。また事業計画地南側は市道三宝高須線に面しています。このように道路交通ポテンシャルが高いことから、自動車利用の来客者にとっても利便性の高い位置にあると云えます。さらに商品の搬入車両や廃棄物の収集車両なども幹線道路の利用が可能であり、非効率な運搬経路を採用する必要もなく、生活道路を利用する必要もありません。

(3) 検討 3：競合する商業施設の有無

計画地周辺は大規模な団地、住居や中小工場が集積する既成市街地ですが、最寄の七道駅周辺において大型の商業施設の立地は無く、小店舗が散在している状況です。

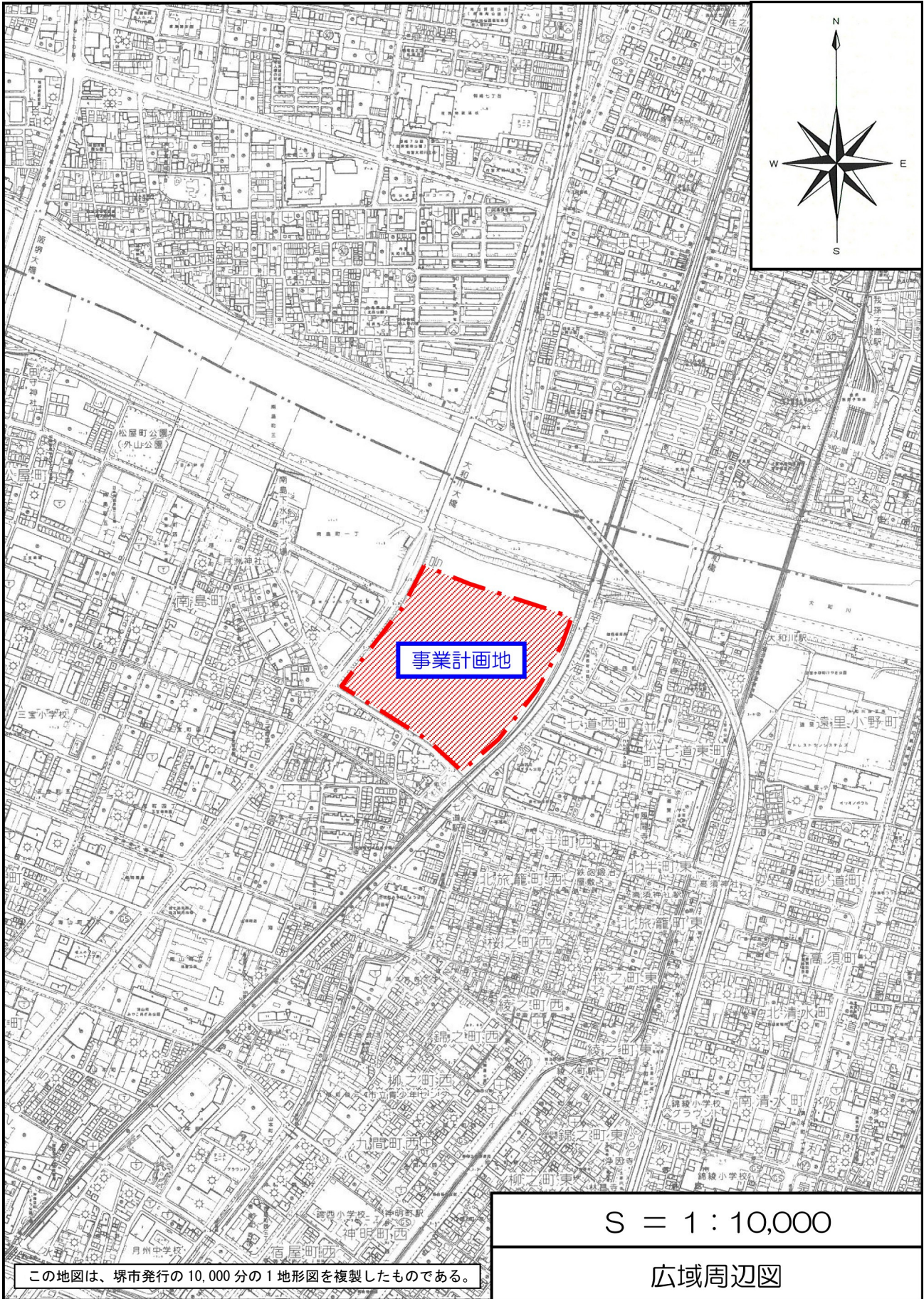


図1 広域周辺図

(4) 事業計画地の選定のまとめ

大型商業施設の立地にあたっては、地元地域からの理解と支援が不可欠であり、その上に立って、10ha 規模の敷地の確保、計画地周辺での都市集積、交通利便性および競合店舗の有無の視点から事業計画地を選定することになります。

鉄砲町工場跡地については、地元自治会との合意のもとに計画の具体化検討がスタートした経緯もあり、地域住民の理解と支援は確かなものであると考えています。その上で、敷地は約 9ha の規模を有し、しかも理想的な敷地形状であると云えます。

2) 配置計画、施設計画の検討

(1) 開発規模の設定

周辺交通あるいは環境への影響に対して安全側に立った開発規模を設定（敢えて規模を大きめに設定）することにより、それに伴って生じる各種事象を予測し、必要な対応策を講じていくこととします。

店舗面積	約 50,000 m ² (大店立地法必要駐車台数対象店舗面積)
附属施設面積	約 10,000 m ² (店舗面積の 20%)
延床面積	約 170,000 m ²

- ・これに伴って発生する年間来店者数は 1,400 万人と想定されます。

(2) 施設配置の考え方

本開発事業を実現する上での大きな課題は、大型商業施設の来退店自動車の円滑な処理であると考えています。このため周辺道路の改良計画や計画地での出入口・駐車場の配置については、警察や道路管理者との協議に基づく方針を基本とし、これを与件として、整合する形で建物・施設の配置計画を検討します。

《 空間形成における主な視点 》

- ・屋外駐車場は計画地西側の国道 26 号沿いに配置するとともに、エコパーキング（緑化パーキング）の導入を図り、環境に配慮した空間とします。
- ・赤煉瓦建物及び周辺は、市民の交流の場としての整備を進めます。
- ・南海本線七道駅に近接する計画地南東部はゲート広場とし、鉄道利用客や近隣地域からの来訪者のための玄関となる空間を整備します。
- ・南海本線七道駅・内川緑道からゲート広場、赤煉瓦広場を経由して大和川環境軸に至る南北方向の連続的なプロムナードを形成します。

《 環境空間・緑化計画における主な視点 》

- ・敷地境界では計画的に植樹を進めます。特にスーパー堤防の盛土となっている計画地北側は、大和川右岸（大阪市域側）にとって、商業施設との緩衝空間としての役割も担っていることから、計画地北側に緑地空間を形成し、植樹等により商業施設から受ける視覚的な圧迫感の緩衝効果を高めます。
- ・商業施設は、環境モデル都市・堺に相応しいエコストアの形成を図ります。



図2 施設配置計画案

(施設案は敢えて大きめに設定した開発規模を前提としたものである。
 今後の関係機関との協議により変更の可能性あり)

《 眺望における主な視点 》

- ・商業施設は、東から西に向けて建物のスカイライン（低→高）を形成します。
- ・赤煉瓦広場から西側商業核施設に至るオープンモールを形成し、南海本線の車窓から開発地の全容が効果的に確認できる視界を確保します。
- ・国道 26 号からの眺望として、シンボリックな建物（商業施設の核施設）を西側に配置し、ドライバーにとってのアイストップとしての役割を期待します。

（3）交通施設の配置等に対する配慮

来退店車両については、交通安全上や渋滞防止のため以下の6項目を原則として考えます。

- ・左折イン、左折アウト
- ・路上の入場待ち待機車両の発生抑制
- ・歩行者動線との交差の減少
- ・公共交通機関の利用促進
- ・放置自転車の抑制
- ・来退店車両の生活道路への進入抑制

① 交通誘導

以下の方針を原則としつつ、来退店自動車交通の誘導計画を策定します。

方針1：幹線道路である国道 26 号ならびに市道三宝高須線によるアクセスを基本とします。

方針2：事業計画地での出入は、既存交差点を活用し、左折イン・左折アウトを基本とします。なお、隣接する阪神高速大和川線の新設ランプの出入交通への影響を極力回避させるため、出入口は既存交差点を含め適切な箇所に複数設置します。

② ガードマンの配置

西側の出入口、南側の出入口に関しては、基本的にガードマンを配置する予定です。また開店当初や「イオンお客様感謝デー」などのイベント時には七道駅からの案内なども含め、ガードマンや案内者を増員し、周辺の交通整理や案内に当る予定をしています。

③ 案内板の整備

周辺道路での来店経路の表示や事業計画地内での案内板の充実に力を注ぐ予定です。特に退店時は経路別に出口が異なることもあり、適切に案内できるように設置します。

④ 公共交通機関の利用

公共交通機関の利用を促進するべく、チラシ配付や館内放送、ポスター以外に公共交通機関利用者への特典の付与なども考えて行くつもりをしています。

⑤ 開業当初の対応

店舗の開業当初は、一般的に想定以上の来客が見込まれ、計画地内の駐車場が不足することが予想されるため、事前に臨時駐車場として隔地駐車場を確保する予定です。

⑥ 放置自転車対策

十分な台数が確保できる駐輪場の整備は当然のこととして、放置自転車を撲滅するため、ガードマンによりチラシ等で呼びかける計画をしています。

3-2. 事業計画案策定における環境配慮事項・環境配慮目標

1) 環境配慮目標の設定

環境保全上の見地からの配慮の対象とする項目及びその目標を表1のとおり設定します。

表1 本事業における環境配慮目標

環境配慮項目	環境配慮目標
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市環境基本計画の方針・目標等との整合を図る。 ・CASBEEの取得を目指し、総合的な環境配慮の取り組みを評価するよう努める。
循環	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源のリサイクル・リユースに努め、循環型社会の構築に貢献する。 ・雨水を有効利用し、水循環を図る。 ・雨水の貯留浸透や地下水涵養に配慮する。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮する。 ・環境基準、環境基本計画、大阪府環境総合計画、堺市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大和川の堤防や都市公園の利用について支障をきたさないこと。 ・自然の景観に大きな変化を与えないこと。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・建物構造物の設置にあたっては、周辺環境との調和に配慮する。 ・既存の赤煉瓦建物の保全と利用に努める。
環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等の自然エネルギーの利用を図り温室効果ガスの発生抑制に努める。 ・事業計画地内の土工量バランスに配慮する。 ・廃棄物の発生抑制に努める。
安全	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の安全性の確保に努める。

4. 事業特性・地域特性の把握

4-1. 事業特性の把握

1) 事業の種類

- ・ショッピングセンター開発事業

(工場跡の遊休地を活用し、ショッピングセンター開発を行う。)

2) 事業の規模

施設計画の概要は表2のとおりです。

表2 施設計画の概要

名称	イオン堺鉄砲町ショッピングセンター (仮称) 開発事業	
立地場所の概要	位置	大阪府堺市堺区鉄砲町1
	開発区域面積	約8.9ha
	地域、地区	工業地域
	区域の指定	都市計画区域内 (市街化区域)
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
施設の概要	建築面積	約50,000m ²
	延床面積	約170,000m ²
	階数	4階建 (一部搭屋)
	構造	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
	主な用途	量販店、物販専門店、飲食・サービス、アミューズメント施設
	駐車台数	約3,500台
	駐輪台数	約1,500台
	開店予定	2014年10月頃
営業時間	9:00~24:00	
営業日数	365日 (無休)	

注) 環境への影響に対し安全側となるような開発規模を設定

5. 環境影響評価の実施地域

事業計画地は堺市堺区の北側に位置します。堺市北区境界までは東に2kmほど離れています。周辺は平坦地で建築物も4階建程度(一部棟屋)となる予定であるため、堺市内では堺区外から事業計画地を望める地点はほぼありません。また大気汚染の発生源も自動車に限られる上、汚水も公共下水道に放流する予定です。影響が比較的周辺に限られることを考慮し、堺区内とします。

6. 評価項目の選定

本事業で想定される環境要素、環境影響要因とその内容及び評価項目は、事業の特性及び地域の特性を考慮にいれ、表3に示すとおり選定しました。

表3 環境影響評価項目

環境要素	小項目		環境影響要因の内容						選定する理由	
			施設の存在		施設の供用		工事の実施			
			建築物の存在	施設の供用	施設関係車両の走行	造成等の施工による一時的な影響	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働		
大気質	環境基準 設定項目	二酸化窒素		○	○			○	○	工事用車両の走行、建設機械の稼働及び施設の供用に伴う施設関係車両等の走行（事業計画地内及び沿道）により発生する排出ガスの影響が考えられる。
		浮遊粒子状物質		○	○			○	○	
騒音	騒音			○	○			○	○	工事用車両の走行、建設機械の稼働及び施設の供用に伴う空調設備等の稼働及び施設関係車両の走行により発生する騒音の影響が考えられる。
振動	振動			○	○			○	○	工事用車両の走行、建設機械の稼働及び施設の供用に伴う空調設備等の稼働及び施設関係車両の走行により発生する振動の影響が考えられる。
低周波音	低周波音			○						施設の共用に伴う空調設備等の稼働により発生する低周波音の影響が考えられる。
悪臭	臭気濃度又は臭気指数			○						食品を取り扱うスーパーや飲食店も計画されており生ごみを一時保管するため、それに伴う悪臭が考えられる。
日照障害	日照障害		○							建築物の存在による日照への影響が考えられる。
電波障害	テレビ電波障害		○							建築物の存在によるテレビジョン電波受信への影響が考えられる。
光害	光害			○						駐車場の照明や看板の照明による影響が考えられる。
自然景観	自然景観		○							大和川北側からの景観に変化を与える可能性がある。
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場				○			○		事業計画地は市街地に位置し、レクリエーション施設等の消滅・改変はない。しかし交通量の増加により大和川の堤防や都市公園の利用時の利便性に変化を与える可能性がある。
景観	都市景観		○							建築物の存在による景観の変化が考えられることや敷地内に明治時代に建てられた赤煉瓦建築がある。
	歴史的・文化的景観		○							
地球環境	地球温暖化			○	○			○	○	工事中の建設機械の稼働や工事車両の走行、並びに供用時における計画建物の熱源施設稼働等のエネルギーの使用や施設関係車両の走行にともなう二酸化炭素の排出が考えられる。
廃棄物、発生土	一般廃棄物			○						土地の改変等に伴う建設副産物及び残土の発生、施行時の建設廃棄物の発生、施設の供用に伴う廃棄物の発生が考えられる。
	産業廃棄物						○			
	発生土						○			
安全	交通				○			○		施設関係車両や工事車両の走行による交通量増加が見込まれる。

7. 環境配慮内容の検討

環境配慮項目ごとに、本事業で計画する環境配慮事項の内容および、選定しなかった項目についての理由等を整理したものを表4に示す。

表4(1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目および環境配慮の内容	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市環境基本計画方針・目標等との整合を図るため、設置施設の種類、内容等を検討するなど、環境への負荷低減に努める。 ・建設する建物の配置・構造・色彩等の検討に当たっては、景観等について対策を講じ、周辺地域の環境との調和を図る計画である。 ・工事中の土量バランスの均衡を図り、事業計画地外への搬出量を低減する。 ・掘削残土については、躯体・基礎の上部等の埋め戻し材として再利用するほか、植栽土壌として性状が適合する場合は植栽マウンドとしても利用する。
循環	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パック、廃電池、リターナブルビン、ペットボトル、缶、ビン及び容器包装プラスチックを積極的に回収し、契約処理業者にて再資源化、再利用する。 ・食品廃棄物については再資源化や再利用するように契約処理業者に要請する。 ・コピー用紙、伝票、包装紙及び紙袋等は再生紙の導入に努める。 ・掘削残土の搬出を行う場合は、搬出先として、他事業での再利用、同一施工会社他現場での再利用について検討する。残土処分場に搬出する場合は、処分場どうしのネットワークによって二次的に再使用されるよう要請する。 ・資材の包装材などは持ち帰りを原則とし、再利用するように要請する。 ・解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできる材料を選定する予定である。 ・雨水を緑地、樹木等の散水に利用する計画である。 ・平面駐車場については、グラスパーキングを採用し雨水の浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努める。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関への転換誘導方策として、以下の内容について今後関係機関とも協議し検討を進める。 <ol style="list-style-type: none"> ①バス・鉄道利用者へのサービス施策 ②各種メディア及び館内放送等による公共機関利用呼びかけ ③宅配サービス ・徒歩・自転車利用を促進するため、駐輪場及びイオンの森による憩いの空間を整備するほか、場内歩行者道路の連続性を確保する。 ・配送の集約化等により、場内を走行する搬入車両台数の削減に努める。 ・場内における走行距離をできるだけ短くするためや、出入口周辺での渋滞防止のため、誘導員の配置や場内掲示、誘導看板の設置等により、適切な場内誘導を実施する。 ・啓発ポスターの掲示、搬入車両への周知・徹底等によりアイドリングストップの推進に努める。 ・商品の搬入、廃棄物の収集・運搬は全て外部委託であるため、外部委託先への低公害車の導入やグリーン配送の協力要請を行う。 ・生ごみ等の食品廃棄物は、密閉可能な廃棄物保管庫にて保冷保管を行う。関連室及び厨房からの排気は十分拡散できるように店舗棟屋上の排気ファンからの排気に努める。 ・建物地下の汚水槽は密閉型とし、周辺に臭気等が発生しないような構造とする。 ・工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用などで、大気汚染、騒音・振動の影響の低減に努める計画とする。 ・建設工事に伴って発生する濁水については、必要に応じて仮設の沈砂池を設ける等の対策を講じ、下水道に放流する。排水処理に伴って生じる処理残渣の業者処分や排水処理施設の維持管理についても十分配慮する。 ・ミキサー車の洗浄に伴う排水については原則持ち帰り、適切に処理する。 ・工事区域外周に仮囲いを設置する。 ・最新の低騒音・低振動型の建設機械・工法を可能な限り採用する。 ・施工に際しては、熟練度の高いオペレーターによる慎重な機械操作を行う等、適切な施工を徹底する。 ・本事業計画地の北側は阪神高速大和川線用地となっており、民家は隣接しておらず、大規模高層建築物ではないため、周辺地域に日照、電波障害及び風害による影響を及ぼすことはないと考えられるが、できる限り高層化を避ける。

表 4(2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目および環境配慮の内容	
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は直接光が敷地外へ届かない照明設備の使用・配置とし、敷地外への照射は最小限になるよう努める。 ・効率的なエネルギー利用を図るため、冷却水ポンプ、冷水ポンプの台数制限、インバータ制御を行う。インバータ制御が可能な空調機、空冷ヒートポンプパッケージ等を採用する。また、冷暖房は適切な温度を設定するとともに、無駄な運転の防止に努める。 ・設備機器に特定フロンは使用しない。 ・厨房施設の効率的な稼働、適切な点検・整備を励行する。 ・屋上緑化、壁面緑化を可能部分に採用するとともに、平面駐車場についてはヒートアイランド化の抑制に効果のあるグラスパーキングを整備する。 ・建築物を高層化しないことや屋外平面駐車場や緑地、オープンモール、プロムナードなど建築物周辺に十分な余裕を設ける。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は高層化を避け、周辺の景観との調和の取れたデザイン、色調とする。 ・事業計画地南側と西側の歩道を再整備するとともに、周辺住民の動線を遮断しない計画とし、大和川の堤防や都市公園の利用時の利便性に変化を与えない。
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道、植栽などの連続した空間を確保し、調和のとれた魅力のあるまちなみの形成に努める。 ・敷地境界沿いに緑地帯を設け、高木及び低木を組み合わせて配置する。 ・看板、屋外広告物などについては、建築物やまちなみとの調和に配慮する。 ・建物外壁デザインや色彩については、既存店舗の事例等を踏まえ、周辺への圧迫感の軽減という見地から設計上の配慮を行うとともに、関係機関との協議、指導に基づき、地域の景観形成に貢献できるように努める。 ・敷地内に現在も残っている明治時代に建てられた赤煉瓦建物については再利用する計画である。
環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なエネルギー利用を図るため、冷却水ポンプ、冷水ポンプの台数制限、インバータ制御を行う。インバータ制御が可能な空調機、空冷ヒートポンプパッケージ等を採用する。また、冷暖房は適切な温度を設定するとともに、無駄な運転の防止に努める。 ・設備機器に特定フロンは使用しない。 ・厨房施設の効率的な稼働、適切な点検・整備を励行する。 ・太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの利用に努める。 ・電気自動車の充電設備を設置する。 ・簡易包装の推進により、梱包材やレジ袋の使用量の削減に努める。 ・マイバスケット・マイバック持参運動を推進することによって石油の使用量削減や、家庭でのレジ袋廃棄量削減などに配慮する。 ・リターナブルコンテナ（通い箱）の導入により、流通段階での廃棄物を抑制する。 ・工事中の土量バランスの均衡を図り、事業計画地外への搬出量を低減する。 ・長期的に使用が可能な資材の使用に努める。
安全	<p>[来客車両の誘導及び搬入・廃棄物収集車両の走行ルート]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客車両、搬入車両の走行ルートは主に幹線道路を利用し、近隣の住環境への影響を低減する。 ・来店車両に対しては、交通誘導員を駐車場内、車両出入口等に適切に配置し誘導を行う。 ・来店車両について、来店ルートの周知・案内の徹底、広域誘導の徹底、搬入車両入口における「荷捌き等専用入口」等の表示を行う。 <p>[渋滞対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の措置により、施設出入口周辺での渋滞防止に努める。 <ol style="list-style-type: none"> ①場内滞留スペース等により、十分な滞留スペースを確保する。また、場内歩行者空間の整備による歩車分離を徹底し、円滑な入出庫に努める。 ②チラシ、店舗案内パンフレット、ホームページ、店内放送、店内掲示等、多様な媒体を使用することにより、来店・退店ルートについて周知を図る。 ③広域での誘導看板等を適切な位置に表示することにより、適切な入口に誘導する。また、場内では、交通誘導員の配置、案内標識、誘導表示器等により、空き駐車スペースまたは方面別出口へ適切かつ迅速に誘導を行う。